

教 義 第 1 0 9 6 号  
令和5年(2023年)2月20日

各 教 育 局 長  
各市町村教育委員会教育長 様  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局義務教育課長 新 居 雅 人

教育課程の適切な編成・実施について (通知)

学校において編成する教育課程は、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画であり、その編成に当たっては、校長を中心として全教職員の協力の下、家庭や地域社会との連携を図りながら進めることが大切です。

小・中学校の学習指導要領が全面実施されている現在、教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図り、学習指導要領で育成を目指す資質・能力を児童生徒一人一人に身に付けさせることが一層強く求められております。

つきましては、各学校において、次の事項を踏まえるとともに、特に重視していただきたいことを別記として整理しましたので、記載の内容に留意し、教育課程を適切に編成・実施するようお願いします。

記

- 1 各学校の教育課程については、教育基本法及び学校教育法その他法令並びに学習指導要領に従うこと。
- 2 地域の実情や児童生徒の姿を踏まえ、目指す子ども像や学校で育まれる資質・能力等を教育課程において明確にし、保護者・地域住民等と共有するなど、家庭や地域社会との連携・協働を推進し、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと。
- 3 学校教育全体並びに各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を明確にししながら、児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進すること。
- 4 児童生徒の実態等を踏まえて教育の内容や時間を配分し、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、組織的・計画的な教育の質的向上を図るカリキュラム・マネジメントを推進すること。

(義務教育指導係)

## 別記

### 1 ICTの活用について

- (1) 1人1台端末等の活用に向けては、学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力の育成が必要不可欠であることから、情報活用能力を育成する観点からカリキュラム・マネジメントの充実を図ること。
- (2) 1人1台端末を積極的に活用し、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくこと。(※①)
- (3) 家庭学習の質の充実や、臨時休業等の非常時における学びの継続の観点から、児童生徒が平常時から1人1台端末を持ち帰り、学校での活用と同様に自宅等での活用を促すこと。その際、家庭学習に必要な教材の該当ページを1人1台端末で撮影し、当該教材を学校に置いて帰るなど、携行品の重さや量について配慮すること。(※②)
- (4) 文部科学省における学習者用デジタル教科書実証事業を通じて、学習者用デジタル教科書の効果的な活用を図ること。その際、「学習者用デジタル教科書実践事例集(文部科学省)」等を参考にすること。(※③)  
<参考資料>

- ICTを活用した学習の工夫例(北海道教育委員会)

<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/ICT.html>

- ICT活用ポータルサイト(北海道教育委員会)

<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ict/ict-portalsite.html>

- 学習者用デジタル教科書実践事例集(2022年3月)(文部科学省)

[https://www.mext.go.jp/content/20220427-mxt\\_kyokasyo02-100002550\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220427-mxt_kyokasyo02-100002550_01.pdf)



### 2 授業時数の設定や指導計画等の工夫について

- (1) 授業時数の設定に当たっては、児童生徒の実態及び標準授業時数を踏まえるとともに、学校における働き方改革に配慮し、各学校の指導体制に見合ったものとする。(※④)
- (2) 本年度の指導で定着が十分でない学習内容がある場合は、次年度、単元の冒頭に学び直しの時間を位置付けるなど、確実に身に付けさせるよう指導計画や指導方法を工夫すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、学校行事の練習など時数や内容等を見直した教育活動については、学習指導要領の趣旨の実現の観点から精査した上で継続や改善を図るなど、教育活動の質の向上を図ること。

### 3 教育内容の充実について

- (1) 英語教育については、児童生徒の英語力を把握し、授業改善を図ることができるよう小学校においては、「英検ESG」確認パッケージの活用を位置付けるなど、年間指導計画を工夫するとともに、「英検ESG」指導パッケージを積極的に活用すること。また、中学校においては、小学校における「英検ESG」及び「英検IBA」の結果を参考に指導計画を見直すとともに、学習到達目標を生徒や保護者と共有すること。
- (2) ふるさと教育については、児童生徒に郷土への愛着や誇りを育むことができるよう、地域の施設や人材等を効果的に活用した体験的な学習や探究的な活動を位置付けるなど、年間指導計画を工夫すること。その際、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産に登録されたことを踏まえ、「北海道ふるさと教育指導プログラム」の「縄文遺跡群に関する学習」を積極的に活用すること。

<参考資料>

- 令和4年度小・中学校教育課程編成の手引（北海道教育委員会）  
<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/108005.html>
- 令和3年度小（中）学校教育課程編成の手引（北海道教育委員会）  
[https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/R03\\_tebiki.html](https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/R03_tebiki.html)



#### 4 学校種間の連携について

- (1) 幼保小の連携については、「幼小連携・接続のチェックシート」や「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」（文部科学省）を活用するなど、年間の見通しをもって行うとともに、小学校入学当初において、生活科を中心に合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定などを工夫すること。（※⑤）
- (2) 小中の連携については、小学校と中学校が目指す子ども像や教育課程などを共有し、学習指導などの一貫性に配慮した取組を進めること。また、小学校第6学年においては、指導要録などを活用し、児童一人一人の学習の状況について進学前に中学校と適切に情報を共有すること。

<参考資料>

- 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）（文部科学省）  
[https://www.mext.go.jp/content/20220405-mxt\\_youji-000021702\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220405-mxt_youji-000021702_3.pdf)
- 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）（文部科学省）  
[https://www.mext.go.jp/content/20220405-mxt\\_youji-000021702\\_4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220405-mxt_youji-000021702_4.pdf)
- 幼小連携・接続のチェックシート（北海道教育委員会）  
[https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/fs/6/2/4/6/7/2/3/\\_/R301checksheet.pdf](https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/fs/6/2/4/6/7/2/3/_/R301checksheet.pdf)
- 北海道における小中一貫教育について（北海道教育委員会）  
[https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/fs/6/5/0/1/2/8/7/\\_/R3\\_01\\_1%20%E7%AC%AC%E4%B8%89%E7%89%88pdf.pdf](https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/fs/6/5/0/1/2/8/7/_/R3_01_1%20%E7%AC%AC%E4%B8%89%E7%89%88pdf.pdf)



#### 5 児童生徒の発達の支援について

- (1) キャリア教育については、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、児童生徒一人一人のキャリア形成を図るため、キャリア・パスポートの活用を年間指導計画に位置付けるとともに、学年や校種を超えて引き継ぎ、指導に生かすこと。その際、「小（中）学校キャリア教育の手引き」（文部科学省）を活用すること。
- (2) 生徒指導については、児童生徒の自己指導能力の育成に向けて、児童生徒理解を深め、学習指導と関連付けるなど、学校の教育活動全体を通じて生徒指導の機能が発揮できるようにすること。その際、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」（文部科学省）を活用し、2軸3類4層の支援を意識しながら適切な対応に努めること。

<参考資料>

- 小学校キャリア教育の手引き（文部科学省 令和4年3月改訂）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/career/detail/mext\\_01951.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/mext_01951.html)
- 中学校キャリア教育の手引き（文部科学省 平成23年3月）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/career/1306815.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/1306815.htm)
- 「キャリア・パスポート」の効果的な活用に向けて（北海道教育委員会）  
<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/kyouikukatei/careerpassport.html>
- 生徒指導提要（文部科学省 令和4年12月改訂）  
[https://www.mext.go.jp/content/20221206-mxt\\_jidou02-000024699-001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20221206-mxt_jidou02-000024699-001.pdf)



【関係法令等】

- 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（令和3年1月26日 中央教育審議会）（※①）

5. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた ICT の活用に関する基本的な考え方

(1) 学校教育の質の向上に向けた ICT の活用

- ICT の活用により新学習指導要領を着実に実施し、学校教育の質の向上につなげるためには、カリキュラム・マネジメントを充実させつつ、各教科等において育成を目指す資質・能力等を把握した上で、特に「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かしていくことが重要である。また、従来はなかなか伸ばせなかった資質・能力の育成や、他の学校・地域や海外との交流など今までできなかった学習活動の実施、家庭など学校外での学びの充実などにも ICT の活用は有効である。
- その際、1人1台の端末環境を生かし、端末を日常的に活用することで、ICT の活用が特別なことではなく「当たり前」のこととなるようにするとともに、ICT により現実の社会で行われているような方法で児童生徒も学ぶなど、学校教育を現代化することが必要である。児童生徒自身が ICT を「文房具」として自由な発想で活用できるよう環境を整え、授業をデザインすることが重要である。

- 1人1台端末により撮影した教材の画像データを活用した学びについて（令和4年11月24日付け文部科学省事務連絡）（※②）

児童生徒が平常時から1人1台端末を持ち帰り、学校での活用と同様に自宅等での学習に活用することは、家庭学習の質を充実させる観点や、臨時休業等の非常時における学びの継続を円滑に行う観点からも有効です。

この観点から、例えば、家庭学習に必要な教材（教科書等を含む。以下同じ。）の該当ページを1人1台端末で撮影し、画像データとして学習に活用することで、家庭学習の質の充実を図ることが可能です。なお、こうした取組を通じて、当該教材を学校に置いて帰ることも可能になると考えられます。

こうした取組や、授業における画像データの活用について、著作権との関係上差し支えないかとのお問い合わせを複数いただいているところですが、このことについて以下のとおり整理しましたので、お知らせいたします。また、「GIGA スクール構想の下で整備された学校における1人1台端末等の ICT 環境の活用に関する方針について」（令和4年3月3日付初等中等教育局長通知）等も参照の上、1人1台端末の持ち帰りによる家庭学習への積極的な活用を図っていただきますようお願いいたします。

- 学校教育法（※③）

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。

第四十九条の八 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条から第三十七条まで及び第四十二条から第四十四条までの規定は、義務教育学校に準用する。（平成28年4月1日施行）

- 平成 30 年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成 31 年度以降の教育課程の編成・実施について（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1797 号文部科学省初等中等教育局長通知）  
（※④）

公立小・中学校等及びその設置者においては、2020 年度以降に実施される新学習指導要領を見据えて、平成 31 年度以降の各小・中学校等の教育課程の編成・実施に当たって以下の(1)から(3)の点に留意すること。

- (1) 標準授業時数は、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎とし、学校運営の実態などの条件も十分考慮しながら定めたものである。各学校においては、児童生徒の実態及び標準授業時数を踏まえて、各学校の指導体制に見合った授業時数を設定する必要がある。
- (2) 標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するとされるものではなく、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はない。
- (3) 今般の調査結果では、例えば、学校における働き方改革に関する答申において標準授業時数を大きく上回った授業時数と指摘された、小学校第 5 学年において 1086 単位時間以上の授業時数を確保する小学校が、平成 30 年度の計画段階で全体の 25.7%見られた。特に小学校においては、2020 年度から全面実施される新小学校学習指導要領の下で小学校第 3～6 学年の標準授業時数が増加する。各学校においては、これらのことも踏まえて、教育課程の編成・実施に当たって学校における働き方改革に配慮した対応を検討することが重要である。

- 小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月）（※⑤）

第 1 章 第 2 の 4 (1)

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。